

名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、大学院人間文化研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第59号、平成21年達第36号、令和2年達第18号）

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習 30時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成29年達第14号）

(履修方法)

第4条 前期課程学生（都市政策コース及び臨床心理コースは除く。）は、同課程に2年以上在学して、課題研究科目12単位、専門領域科目18単位以上、計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 都市政策コースの学生は、同コースに2年以上在学して、課題研究科目12単位、専門領域科目18単位以上、計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、専門領域科目のうち「都市政策基礎」は必修科目とする、また都市政策コース講義科目のうち必修科目以外に6単位を選択必修とし、別表第1(1)に掲げる専門領域科目も履修することができる。

3 臨床心理コースの学生は、同コースに2年以上在学して、研究演習科目8単位、臨床心理必修科目16単位、臨床心理選択必修科目10単位以上、応用実践科目の学外実習4単位以上、スーパービジョン4単位、計42単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

4 後期課程学生は、同課程に3年以上在学して、次の各号に定める教科目及び単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 特別演習12単位
- (2) 特殊講義8単位以上

5 学生は、授業科目の履修方法について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければな

らない。

(一部改正 平成19年達第

59号、平成29年達第14号、平成30年達第24号、令和2年達第18号、令和3年達第14号)

(長期履修)

第4条の2 長期履修(大学院学則第11条の2第1項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。)を希望する学生は、別に定める申請書を人間文化研究科長に提出しなければならない。

2 長期履修の認定は、人間文化研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。

3 前項の規定により認められた長期履修の履修期間の変更を希望する学生は、別に定める申請書を人間文化研究科長に提出しなければならない。この場合における長期履修の認定の手続は、前項の規定を準用する。

4 臨床心理コースの学生の長期履修は認めない。

(一部改正 平成19年達第59号、平成27年達第47号、平成29年達第14号)

(専修免許状取得に係る履修)

第5条 前期課程(臨床心理コースは除く。)において、所定の単位を修得した者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(社会又は英語)高等学校教諭専修免許状(地理歴史、公民又は英語)を受け取る資格を得ることができる。

2 前項に規定する専修免許状を取得しようとする者は、別表第2に定める科目から12科目、合計24単位以上を履修し、修士の学位を得なければならない。

(一部改正 平成22年達第47号、平成29年達第14号、平成30年達第24号)

(公認心理師試験受験資格の取得)

第6条 前期課程(臨床心理コース)において、所定の単位を修得した者は、公認心理師法(平成27年法律第68号)に規定する公認心理師試験の受験資格を得ることができる。

2 前項に規定する公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、別表第3に定める科目を履修し、修士の学位を得なければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)で定めるものを修めて卒業している者に限る。

(この条追加 平成30年達第24号)

(経済学研究科との単位互換)

第7条 前期課程学生(臨床心理コースは除く。)は、本学大学院経済学研究科前期課程の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、履修できる授業科目は別に定める。

3 学生は、履修しようとする授業科目について、指定された期間内に所定の様式により届け出をしなければならない。

4 学生は、経済学研究科の定める履修方法等に従い、履修しなければならない。

5 単位認定は、履修の修了後に経済学研究科から送付される「成績証明書」等に基づき、

人間文化研究科が行なう。

- 6 前各号に定める事項以外のことが発生した場合は、教授会の議を経て、研究科長が決定する。

(一部改正 平成19年達第59号、平成29年達第14号、平成30年達第24号)

(他大学院との単位互換)

第8条 学生(臨床心理コースは除く。)は、他の大学の大学院との単位互換協定に基づき、対象の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定による授業科目、単位数及び手続等は、別に定める。

- 3 単位認定は、履修修了後に他の大学の大学院から送付される「成績証明書」等に基づき、人間文化研究科が行なう。

(一部

改正 平成19年達第59号、平成29年達第14号、平成30年達第24号、令和2年達第18号)

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 前期課程学生(臨床心理コースは除く。)が、本研究科に入学する前に本学の研究科又は他の大学の大学院(外国の他の大学の大学院を含む。)において授業科目を履修し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本研究科の授業科目を修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、単位の認定を受けようとする学生は、所定の様式により願出しなければならない。

(一部改正 平成21年達第36号、平成22年達第

47号、平成27年達第17号、平成29年達第14号、平成30年達第24号、令和2年達第18号)

(単位の取消)

第10条 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号、平成30年達第24号)

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、人間文化研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成30年達第24号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。

(名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程の廃止)

- 2 名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程(平成12年名古屋市立大学達第13号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この達の規定は、平成18年度以降に入学(転入学及び再入学を除く。)又は進学する学生に係る履修方法について適用し、平成17年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程(以下「廃止前規程」という。)の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前入学した学生に係る履修方法について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める
- 5 平成18年度以降に転入学及び再入学する学生に係る履修方法については、この達の規定にかかわらず、その者が転入学し、又は再入学する際に属する年次の在学生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第59号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 長期履修に係る手続は、施行日前に行うことができる。
（経過措置）
- 3 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）第4条の2及び別表第1の規定は、平成19年度以後に入学する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 4 改正後規程別表第2（幼稚園教諭専修免許状の項を除く。）の規定は、平成18年度以降に入学する学生について適用する。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第48号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成20年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第36号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成21年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法

等については、従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成23年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成25年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成27年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成26年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後規程の規定は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規

定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成 29 年公立大学法人名古屋市立大学達第 14 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 29 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 28 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 28 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 29 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成 30 年公立大学法人名古屋市立大学達第 24 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 30 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 29 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 30 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 15 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 31 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 30 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
ただし、改正後規程別表第 2 に規定する授業科目「日本語学研究 A」及び「日本語学研究 B」は、平成 30 年度に入学した学生についても適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 31 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議

を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第 18 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 2 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程別表第 3 については、令和元年度以後に入学又は進学した学生について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和 2 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 14 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 3 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和 2 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和 3 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学達第 25 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院人間文化研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 4 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和 3 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 3 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和 4 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表第1

(1) 前期課程（都市政策コース及び臨床心理コースは除く）

専攻	授 業 科 目		区分	単位数	
人間文化専攻	課題研究科目	文化と共生	グローバル文化	演習	1 2
			日本文化	演習	1 2
			地域文化と共生	演習	1 2
		都市社会と協働	ジェンダー・福祉・社会学	演習	1 2
		人間の成長と発達	「こころ」の発達	演習	1 2
	社会と教育		演習	1 2	
	専門領域科目	文化系	アメリカ文学研究A	講義	2
			アメリカ文学研究B	講義	2
			英語学研究A	講義	2
			英語学研究B	講義	2
			コミュニケーション研究A	講義	2
			コミュニケーション研究B	講義	2
			日本語学研究A	講義	2
			日本語学研究B	講義	2
			日本民俗研究A	講義	2
			日本民俗研究B	講義	2
			日本思想史研究A	講義	2
			日本思想史研究B	講義	2
			日本文化研究A	講義	2
			日本文化研究B	講義	2
		社会系	西洋哲学研究A	講義	2
			西洋哲学研究B	講義	2
			文化資源論研究A	講義	2
			文化資源論研究B	講義	2
			アメリカ政治外交研究A	講義	2
			アメリカ政治外交研究B	講義	2
			アジア史研究A	講義	2
			アジア史研究B	講義	2
			日本歴史研究A	講義	2
			日本歴史研究B	講義	2
			観光学研究A	講義	2
			観光学研究B	講義	2
NGO論研究A			講義	2	
NGO論研究B	講義	2			
比較社会史研究A	講義	2			
比較社会史研究B	講義	2			
経営科学研究A	講義	2			
経営科学研究B	講義	2			

	現代社会情報・メディア研究A	講義	2
	現代社会情報・メディア研究B	講義	2
	都市社会学研究A	講義	2
	都市社会学研究B	講義	2
	労働と経営の社会学研究A	講義	2
	労働と経営の社会学研究B	講義	2
	環境社会学研究A	講義	2
	環境社会学研究B	講義	2
	現代政治学研究A	講義	2
	現代政治学研究B	講義	2
	現代地方自治研究A	講義	2
	現代地方自治研究B	講義	2
	ジェンダー／セクシュアリティ研究A	講義	2
	ジェンダー／セクシュアリティ研究B	講義	2
	公法学研究A	講義	2
	公法学研究B	講義	2
	私法学研究A	講義	2
	私法学研究B	講義	2
	スクール（学校）ソーシャルワーク論A	講義	2
	スクール（学校）ソーシャルワーク論B	講義	2
	社会福祉援助技術研究A	講義	2
	社会福祉援助技術研究B	講義	2
	ライフコース研究A	講義	2
	ライフコース研究B	講義	2
	高齢者福祉研究A	講義	2
	高齢者福祉研究B	講義	2
人間系	発達心理学研究A	講義	2
	発達心理学研究B	講義	2
	社会心理学研究A	講義	2
	社会心理学研究B	講義	2
	認知神経心理学研究A	講義	2
	認知神経心理学研究B	講義	2
	教育学研究A	講義	2
	教育学研究B	講義	2
	現代教育研究A	講義	2
	現代教育研究B	講義	2
	英語教育学研究A	講義	2
	英語教育学研究B	講義	2
	比較教育学研究A	講義	2
	比較教育学研究B	講義	2
	E S D研究A	講義	2
	E S D研究B	講義	2
	芸術教育研究A	講義	2

		芸術教育研究B	講義	2
		身体機能発達研究A	講義	2
		身体機能発達研究B	講義	2
		児童福祉研究A	講義	2
		児童福祉研究B	講義	2
	関連講義 ・演習	人間文化研究A	講義	2
		人間文化研究B	講義	2
		人間文化研究C	講義	2
		人間文化研究D	講義	2
		人間文化研究E	講義・ 演習	2
		人間文化研究F	講義・ 演習	2
		人間文化研究G	講義・ 演習	2
		人間文化研究H	講義・ 演習	2
備考 課題研究科目は、毎年6単位ずつ開講する。				

(2) 前期課程 (都市政策コース)

区分			科目名	区分	単位数		
人間文化専攻	課題研究科目	都市社会と協働	都市政策	演習	1 2		
		都市政策コース講義科目	都市政策基礎	講義	2		
	都市政策研究センター連携科目		都市課題プロジェクト研究	演習	2		
	都市政策コース講義科目	都市政策研究センター	経営科学研究 A	講義	2		
			経営科学研究 B	講義	2		
			都市社会学研究 A	講義	2		
			都市社会学研究 B	講義	2		
			現代政治学研究 A	講義	2		
			現代政治学研究 B	講義	2		
			現代地方自治研究 A	講義	2		
			現代地方自治研究 B	講義	2		
			公法学研究 A	講義	2		
			公法学研究 B	講義	2		
			私法学研究 A	講義	2		
			私法学研究 B	講義	2		
			経済系科目	都市政策研究センター	マクロ経済学基礎	講義	2
					経営原理	講義	2
	会計ファイナンス基礎	講義			2		
	財政政策論	講義			2		
	地方財政論	講義			2		
産業組織論	講義	2					
社会保障論	講義	2					
都市経済学	講義	2					
統計解析	講義	2					
地方行財政実務	講義	2					
日本経済史	講義	2					

			外国経済史	講義	2
			ミクロ経済学基礎	講義	2
			計量経済学基礎	講義	2
		別表第1(1)参照			
備考 課題研究科目は、毎年6単位ずつ開講する。					

(3)前期課程（臨床心理コース）

専攻	授 業 科 目	区分	単位数
人間文化専攻	臨床心理学研究演習Ⅰ	演習	2
	臨床心理学研究演習Ⅱ	演習	2
	臨床心理学研究演習Ⅲ	演習	2
	臨床心理学研究演習Ⅳ	演習	2
	臨床心理学特論Ⅰ	講義	2
	臨床心理学特論Ⅱ	講義	2
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	講義	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	演習	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2
	臨床心理基礎実習	実習	2
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	実習	1
	臨床心理実習Ⅱ	実習	1
	心理統計法特論	講義	2
	臨床心理学研究法特論	講義	2
	発達心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
	認知心理学特論	講義	2
	社会心理学特論	講義	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	講義	2
	司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
	産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
	心の健康教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	講義	2
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
	投映法特論	講義	2
	スクールカウンセリング特論	講義	2
	心理療法特論	講義	2
	コミュニティ心理学特論	講義	2
	学外実習Ⅰ（心理実践実習）	実習	2
	学外実習Ⅱ（心理実践実習）	実習	2
学外実習Ⅲ（心理実践実習）	実習	2	

学外実習Ⅳ	実習	2
スーパービジョンⅠ（心理実践実習）	実習	1
スーパービジョンⅡ（心理実践実習）	実習	1
スーパービジョンⅢ（心理実践実習）	実習	1
スーパービジョンⅣ（心理実践実習）	実習	1

(4)後期課程

専攻	授 業 科 目	区分	単位数
人間文化専攻	文化 欧米文化論特殊講義 (アメリカ文学・映画)	講義	2
	文化 欧米文化論特殊講義 (英語言語学)	講義	2
	文化 欧米文化論特殊講義 (アメリカ政治外交史)	講義	2
	文化 欧米文化論特殊講義 (東欧社会史)	講義	2
	文化 欧米文化論特殊講義 (異文化コミュニケーション)	講義	2
	文化 欧米文化論特殊講義 (西洋哲学)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (日本語学)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (日本民俗学)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (日本思想史)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (日本文学)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (日本歴史)	講義	2
	文化 日本文化論特殊講義 (文化資源論)	講義	2
人間・社会研究	人間 人間発達論特殊講義 (発達心理学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (認知神経心理学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (保育学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (動作発達論)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (教育内容論)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (英語教育学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (比較教育学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (社会心理学)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (音楽教育論)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (臨床心理学Ⅰ)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (臨床心理学Ⅱ)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (臨床心理学Ⅲ)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (臨床心理学Ⅳ)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (児童福祉研究)	講義	2
	人間 人間発達論特殊講義 (E S D研究)	講義	2
	地域文化と共生論特殊講義 (観光学)	講義	2
	地域文化と共生論特殊講義 (NGO論)	講義	2
	地域文化と共生論特殊講義 (日本植民地史)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (労働社会学)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (数理計画法特論)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (地方自治論)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (政治とメディアの社会学)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (ジェンダー論)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (憲法・比較憲法)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (民法・労働法)	講義	2
	現代社会論特殊講義 (現代政治理論研究)	講義	2
現代社会論特殊講義 (ライフコースと家族)	講義	2	

	現代社会論特殊講義（ソーシャルワーク論）	講義	2
	現代社会論特殊講義（都市社会学）	講義	2
	現代社会論特殊講義（環境社会学）	講義	2
	現代社会論特殊講義（教育福祉論）	講義	2
	現代社会論特殊講義（高齢者福祉論）	講義	2
	文化研究特別演習	演習	1 2
	人間・社会研究特別演習	演習	1 2
備考			
演習は、毎年4単位ずつ開講する。			

（
一部改正 平成19年達第59号、平成20年達第48号、平成21年達第36号、平成22年達第47号、平成23年達第46号、平成25年達第22号、平成26年達第17号、平成27年達第17号、平成28年達第17号、平成29年達第14号、平成30年達第24号、平成31年達第15号、令和2年達第18号、令和3年達第14号、令和4年達第25号）

別表第2

	授 業 科 目	区分	単位数
幼稚園教 諭専修免 許状	教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育学研究A	講義 2
		教育学研究B	講義 2
		比較教育学研究A	講義 2
		比較教育学研究B	講義 2
		現代教育研究A	講義 2
		E S D研究A	講義 2
		E S D研究B	講義 2
		芸術教育研究A	講義 2
		芸術教育研究B	講義 2
		発達心理学研究A	講義 2
		発達心理学研究B	講義 2
		身体機能発達研究A	講義 2
		身体機能発達研究B	講義 2
		児童福祉研究A	講義 2
		児童福祉研究B	講義 2
		認知神経心理学研究B	講義 2
日本語学研究A	講義 2		
日本語学研究B	講義 2		
中学校教 諭専修免 許状 (社会)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	日本民俗研究A	講義 2
		日本民俗研究B	講義 2
		アジア史研究A	講義 2
		アジア史研究B	講義 2
		日本歴史研究A	講義 2
		日本歴史研究B	講義 2
		西洋哲学研究A	講義 2
		西洋哲学研究B	講義 2
		文化資源論研究A	講義 2
		文化資源論研究B	講義 2
		比較社会史研究B	講義 2
		観光学研究A	講義 2
		観光学研究B	講義 2
		NGO論研究A	講義 2
		NGO論研究B	講義 2
		現代政治学研究A	講義 2
		現代政治学研究B	講義 2
		労働と経営の社会学研究A	講義 2
		労働と経営の社会学研究B	講義 2
		環境社会学研究A	講義 2
環境社会学研究B	講義 2		
公法学研究A	講義 2		
公法学研究B	講義 2		
私法学研究A	講義 2		

		私法学研究B 現代地方自治研究A 現代地方自治研究B ジェンダー／セクシュアリ ティ研究A ジェンダー／セクシュアリ ティ研究B 現代社会情報・メディア研 究A 現代社会情報・メディア研 究B ライフコース研究A ライフコース研究B 都市社会学研究A 都市社会学研究B	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育学研究B 比較教育学研究B E S D研究A 発達心理学研究A 現代教育研究B	講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2
高等学校 教諭専修 免許状(地 理歴史)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	日本民俗研究A 日本民俗研究B アジア史研究A アジア史研究B 日本歴史研究A 日本歴史研究B 文化資源論研究A 文化資源論研究B 比較社会史研究B 観光学研究A 観光学研究B 都市社会学研究A 都市社会学研究B	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育学研究B 比較教育学研究B E S D研究A 発達心理学研究A 現代教育研究B	講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2
高等学校 教諭専修 免許状 (公 民)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	西洋哲学研究A 西洋哲学研究B 労働と経営の社会学研究A 労働と経営の社会学研究B 環境社会学研究A 環境社会学研究B	講義 講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2 2

		現代地方自治研究A	講義	2
		現代地方自治研究B	講義	2
		現代政治学研究A	講義	2
		現代政治学研究B	講義	2
		公法学研究A	講義	2
		公法学研究B	講義	2
		私法学研究A	講義	2
		私法学研究B	講義	2
		ジェンダー／セクシュアリティ研究A	講義	2
		ジェンダー／セクシュアリティ研究B	講義	2
		NGO論研究A	講義	2
		NGO論研究B	講義	2
		現代社会情報・メディア研究A	講義	2
		現代社会情報・メディア研究B	講義	2
		ライフコース研究A	講義	2
		ライフコース研究B	講義	2
		社会心理学研究A	講義	2
		社会心理学研究B	講義	2
	教育の基礎的理解に関する科目	教育学研究B	講義	2
		比較教育学研究B	講義	2
		E S D研究A	講義	2
		発達心理学研究A	講義	2
		現代教育研究B	講義	2
中学校教諭専修免許状 (英語)	教科及び教科の指導法に関する科目	アメリカ文学研究A	講義	2
		アメリカ文学研究B	講義	2
		英語学研究A	講義	2
		英語学研究B	講義	2
		アメリカ政治外交研究A	講義	2
		アメリカ政治外交研究B	講義	2
		英語教育学研究A	講義	2
		英語教育学研究B	講義	2
		比較社会史研究A	講義	2
		コミュニケーション研究A	講義	2
		コミュニケーション研究B	講義	2
高等学校教諭専修免許状 (英語)	教育の基礎的理解に関する科目	教育学研究B	講義	2
		発達心理学研究A	講義	2
		比較教育学研究A	講義	2
		E S D研究B	講義	2
		現代教育研究B	講義	2

(一部改正 平成 20 年達第 48 号、
平成 21 年達第 36 号、平成 22 年達第 47 号、 平成 23 年達第 46 号、平成 25
年達第 22 号、平成 26 年達第 17 号、平成 27 年達第 17 号、平成 28 年達第 17
号、平成 28 年達第 81 号、平成 29 年達第 14 号、平成 30 年達第 24 号、平成 31
年達第 15 号、令和 2 年達第 18 号、令和 3 年達第 14 号、令和 4 年達第 25 号)

別表第3

省令で定める科目	授 業 科 目	区分	単位数	
A. 心理実践科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	③教育分野に関する理論と支援の展開	発達心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2
	⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	講義	2
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	2
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	講義	2
B. 実習科目	⑩心理実践実習	学外実習Ⅰ(心理実践実習)	実習	2
		学外実習Ⅱ(心理実践実習)	実習	2
		学外実習Ⅲ(心理実践実習)	実習	2
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	実習	1
		スーパービジョンⅠ(心理実践実習)	実習	1
		スーパービジョンⅡ(心理実践実習)	実習	1
		スーパービジョンⅢ(心理実践実習)	実習	1
		スーパービジョンⅣ(心理実践実習)	実習	1

(この表追

加 平成30年達第24号、令和2年達第18号、令和3年達第14号、令和4年達第25号)